

6 愛玩豚飼養者への家畜衛生指導の試み

中央家畜保健衛生所

○金子 純高・木下 明子

I はじめに

家畜を飼養している者は飼養頭羽数などの飼養状況について、毎年都道府県知事に報告する義務がある。これは平成 23 年に家畜伝染病予防法が改正され、法第 12 条の 4 に基づき家畜を 1 頭 1 羽でも飼養している場合定期報告書による届出が必要になったためである。これにより当所管内での愛玩豚の飼養戸数及び飼養頭数を把握することが可能になった。

しかし、愛玩豚飼養者への巡回指導は今まで実施されておらず、当所が発行している広報も愛玩豚飼養者向けの内容はなかったため、愛玩豚飼養者の飼養衛生管理状況が把握しにくい状態となっている。

II 愛玩豚飼養状況の変化

1 豚熱の発生及び飼養衛生管理の改正

豚熱とは豚やいのししに感染するウイルス性の急性熱性伝染病であり、我が国では家畜伝染病に指定されていて、発生が確認されれば家畜伝染病予防法に基づき淘汰が義務付けられている。埼玉県では令和元年 9 月 13 日に豚熱が発生し、同年 11 月 1 日より豚熱ワクチン接種を開始した。また、令和 2 年には家畜伝染病予防法が改正され、野生動物の侵入防止措置や衛生管理区域から搬出する物品の消毒等が新設された。

2 愛玩豚飼養者の増加

埼玉県で豚熱ワクチン接種を開始した頃から、愛玩豚に関する定期報告書の提出や問い合わせ及び伝染病の問い合わせが増加してきた。飼養者の話を聞くと小型品種の豚（マイクロブタ）を飼養する人が多いことや都市部在住の飼養者が多いことが分かった。

県内には 3 つの家畜保健衛生所があり、それぞれの管轄する地域の飼養者が提出した定期報告書から、平成 30 年度末から令和 2 年度 11 月末までの愛玩豚の飼養戸数及び飼養頭数を調べてグラフで示した。当所管内での飼養戸数は令和 2 年度 11 月末時点において 19 戸と突出して多く、令和元年度末から大幅に増えていた（図 1）。また、飼養頭数においても令和 2 年度 11 月末時点において当所管内は 22 頭と顕著に多く令和元年度末から大幅に増えていた（図 2）。

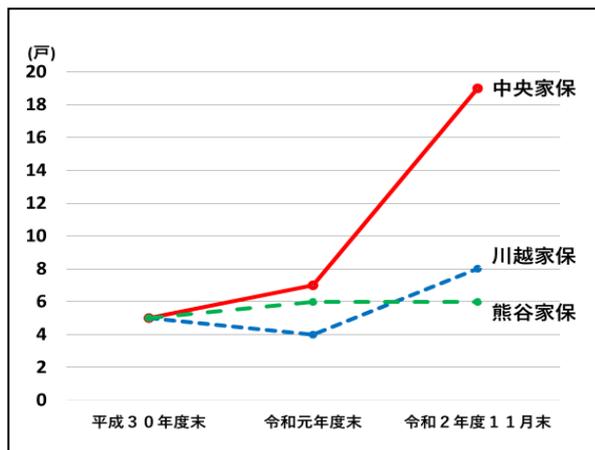


図 1 県内愛玩豚飼養戸数の推移

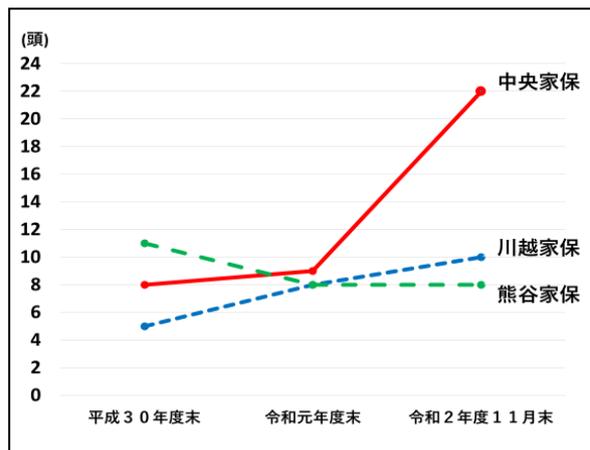


図 2 県内愛玩豚飼養頭数の推移

III 現状の課題と対策

1 現状の課題

豚熱ワクチン接種訪問時や電話で愛玩豚飼養者と話をした結果、伝染病や飼養衛生管理方法等に対する愛玩豚飼養者の知識が十分でないこと、伝染病や飼養衛生管理に関する情報源が限られることが現状の課題として挙げられた。

2 対策と方法

課題に対する対策として、アンケート調査を実施し調査結果を元に愛玩豚飼養者へ情報提供や指導を実施した。アンケート調査の対象者は令和 2 年 11 月末時点の愛玩豚飼養者で回答率は 89.4% (19 名中 17 名回答) であった。また、調査項目は 15 項目とした (図 3)。

| 調査項目 | |
|--------------|----------------|
| ① 飼養歴 | ⑨ 豚の伝染病 |
| ② 飼養者年齢層 | ⑩ 人に感染する豚の伝染病 |
| ③ 飼養頭数 | ⑪ 接種済みワクチンの種類 |
| ④ 飼養頭数増頭の予定 | ⑫ 豚熱とアフリカ豚熱の知識 |
| ⑤ 飼養を始めた動機 | ⑬ 飼養衛生管理の現状 |
| ⑥ 豚の導入先(購入先) | ⑭ かかりつけ動物病院 |
| ⑦ 飼養豚の品種 | ⑮ 定期報告書を知った経緯 |
| ⑧ 主な飼養形態 | |

図 3 アンケート調査項目

IV 調査結果

飼養歴について 6 ヶ月未満が 5 名、6 ヶ月～1 年が 5 名と 1 年以下の飼養者が 58%を占

め、飼養者年齢層では 30 代～60 代とばらつきがあった(表 1)。

飼養頭数は 1 頭飼養が 14 名、2 頭飼養が 3 名と少数飼養者が多かった。飼養頭数を増やす予定の有無については、「あり」が 0 名、「なし」が 13 名、分からないが 4 名と頭数の現状維持希望者が多かった(表 2)。

飼養を始めた動機について、メディア又は本が 7 名と最も多く、次いで動物園や観光牧場が 4 名だった。なお、その他を選択したのは 6 名いたが、内訳はペットショップで偶然見つけた、以前から飼いたかったなど様々であった。豚の導入先はペットショップなど業者経由からが 14 名と圧倒的に多かった(表 3)。

飼養豚の品種はマイクロブタ飼養者が 11 名と最も多く全体の 64%を占めていた(表 4)。

主な飼養形態については室内飼養が 13 名、室外飼養が 3 名、夜は室内・昼は室外飼養が 1 名と室内飼養者が圧倒的に多かった(表 5)。

飼養者が知っている豚の伝染病については豚熱が 15 名、日本脳炎が 13 名、豚丹毒が 10 名と上位 3 疾病で 10 人以上の飼養者が知っていた。一方でアフリカ豚熱やオーエスキー病、豚流行性下痢など飼養者にとってよく知らない伝染病があった。

また、これら豚の伝染病のうち人にも感染すると思う伝染病について調査したところ、日本脳炎が 14 名と多くの飼養者が正しく理解している伝染病があった一方、豚丹毒やトキソプラズマ病など人にも感染することを正しく理解している飼養者が少ない伝染病もあった。反対に人には感染しない伝染病として、オーエスキー病は全員が正しく理解していたが、その他の伝染病では間違っ理解している飼養者がいた(表 6)。

飼養豚の接種済みワクチンについて、豚熱と日本脳炎及び豚丹毒の 3 つを調査した結果、豚熱が 15 名、日本脳炎が 11 名、豚丹毒が 9 名といずれも過半数の飼養者が飼養豚に対しワクチンを接種していた。

また、豚熱及びアフリカ豚熱について知っている項目の調査結果では、豚熱ワクチン接種指定地域での豚熱ワクチン接種の必要性や野生イノシシでの豚熱感染が飼養豚への感染リスクとなること、海外からの肉類持ち込みは原則禁止であることなどは多くの飼養者に認知されていたが、野生イノシシへの経口ワクチン散布やアフリカ豚熱は治療法やワクチンがないことについては知っている飼養者は半数未満にとどまった(表 7)。

飼養衛生管理の現状について、世話をする時の作業者の消毒を実施している飼養者は 13 名、実施していない飼養者は 4 名であった。また、消毒実施者のうち使用消毒剤の種類を調査した結果、石鹼(ハンドソープ等)が 12 名、アルコールが 7 名であった一方、塩素系や逆性石鹼、石灰は使用者が 0～2 名と少なかった。毎日の糞尿処理は全員が実施していたが、飼養施設へのリードやケージ等の飼養用品持ち込みや持ち出し時の消毒実施者は 53%にとどまった(表 8)。

かかりつけ動物病院については、「ある」が 12 名、「ない」が 5 名であった。定期報告書を知った経緯については、購入元から言われたが最も多く 10 名で次いで県庁や家畜保健衛生所のホームページ又は問い合わせが 5 名であった(表 9)。

今回のアンケート調査結果より、飼養歴が浅く小型の豚を室内で少数飼養する飼養者が多いこと、ペットショップなど動物取扱業者から豚を購入する飼養者が多く、飼養に関する情報源も業者経由が多いこと、豚の伝染病や飼養衛生管理についての情報や知識が十分でない飼養者がいることが確認された。

表 1 飼養歴と飼養者年齢層

| ① 飼養歴 | 名 | ② 飼養者年齢層 | 名 |
|---------|---|----------|---|
| 6 か月未満 | 5 | 20代 | 0 |
| 6 か月～1年 | 5 | 30代 | 7 |
| 1年～2年 | 2 | 40代 | 3 |
| 2年～5年 | 0 | 50代 | 5 |
| 5年以上 | 5 | 60代 | 2 |

表 2 飼養頭数と飼養頭数増頭の予定

| ③ 飼養頭数 | 名 | ④ 飼養頭数を増やす予定 | 名 |
|--------|----|--------------|----|
| 1頭 | 14 | あり | 0 |
| 2頭 | 3 | なし | 13 |
| 3～4頭 | 0 | 分からない | 4 |
| 5頭以上 | 0 | | |

表 3 飼養を始めた動機と豚の導入先

| ⑤ 飼養を始めた動機 (複数回答可) | 名 |
|----------------------------|---|
| メディア (テレビやネット) 又は本動物園や観光牧場 | 7 |
| ブタカフェ等 | 4 |
| 知人等の飼育 | 3 |
| 知人等の飼育 | 2 |
| その他 | 6 |

| ⑥ 豚の導入先 (購入先) | 名 |
|----------------|----|
| 業者 (ペットショップなど) | 14 |
| 知人 | 3 |

表 4 飼養豚の品種

| ⑦ 飼養豚の品種 | 名 |
|--------------|----|
| マイクロブタ | 11 |
| 白豚 (ゲッチンゲン等) | 3 |
| 黒豚 (ポットベリー等) | 2 |
| 雑種 | 1 |
| 不明 | 1 |

表 5 主な飼養形態

| ⑧ 主な飼養形態 | 名 |
|---------------|----|
| 室内飼養 | 13 |
| 室外飼養 | 3 |
| 夜は室内飼養・昼は室外飼養 | 1 |

表 6 知っている豚の伝染病と人に感染する豚の伝染病

| ⑨ 知っている豚の伝染病 | 名 | ⑩ 人に感染する豚の伝染病 | 名 |
|--------------|----|---------------|----|
| 豚熱 | 15 | 日本脳炎 | 14 |
| 日本脳炎 | 13 | 豚丹毒 | 5 |
| 豚丹毒 | 10 | トキソプラズマ病 | 3 |
| 豚赤痢 | 9 | 豚赤痢 | 3 |
| 口蹄疫 | 8 | 豚熱 | 2 |
| トキソプラズマ病 | 6 | アフリカ豚熱 | 2 |
| アフリカ豚熱 | 4 | 口蹄疫 | 2 |
| オーエスキー病 | 3 | 豚流行性下痢 | 1 |
| 豚流行性下痢 | 3 | オーエスキー病 | 0 |

表 7 飼養豚の接種済みワクチンと豚熱及びアフリカ豚熱について知っている項目

| ⑪ 飼養豚の接種済みワクチン | | 名 |
|----------------|--|----|
| 豚熱 | | 15 |
| 日本脳炎 | | 11 |
| 豚丹毒 | | 9 |

| ⑫ 豚熱及びアフリカ豚熱について知っている項目 | | 名 |
|----------------------------------|--|----|
| 豚熱ワクチン接種指定地域では豚熱ワクチン接種が必要である | | 15 |
| 国内では野生イノシシでの豚熱感染が拡大し飼養豚の感染リスクとなる | | 14 |
| 日本では海外からの肉類持ち込みが原則禁止である | | 13 |
| 国内で感染拡大防止のため野生イノシシへ経口ワクチンを散布中である | | 7 |
| アフリカ豚熱は海外で発生しているが、治療法やワクチンがない | | 5 |

表 8 飼養衛生管理の現状

⑬ 飼養衛生管理の現状 (1)

| 世話をする時の作業者の消毒実施 | 名 |
|-----------------|----|
| はい | 13 |
| いいえ | 4 |

| 使用消毒剤 (複数回答可) | 名 |
|---------------|----|
| 石鹼 (ハンドソープ等) | 12 |
| アルコール | 7 |
| 塩素系 | 2 |
| 逆性石鹼 | 1 |
| 石灰 | 0 |

⑬ 飼養衛生管理の現状 (2)

| 毎日の糞尿処理 | 名 |
|---------|----|
| はい | 17 |
| いいえ | 0 |

| 飼養施設の飼養用品持ち込みや持ち出し時の消毒実施 | 名 |
|--------------------------|---|
| はい | 9 |
| いいえ | 5 |
| 該当なし (飼養施設外に出さない) | 2 |
| 無回答 | 1 |

表 9 かかりつけ動物病院と定期報告書を知った経緯

| ⑭ かかりつけ動物病院 | | 名 |
|-------------|--|----|
| ある | | 12 |
| ない | | 5 |

| ⑮ 定期報告書を知った経緯 | | 名 |
|-----------------------|--|----|
| 購入元から言われた | | 10 |
| 県庁や家保のホームページ又は問い合わせ | | 5 |
| 市役所や保健所のホームページ又は問い合わせ | | 3 |
| 知人等から教えてもらった | | 0 |
| その他 | | 3 |

IV 考察と対策

県内の 3 つの家畜保健衛生所のうち、当所はさいたま市内にあり県南部及び東部を管轄している。当所が管轄する地域は他の家畜保健衛生所に比べ人口が多いため愛玩動物を飼養する人も多く、これが愛玩豚飼養者増加の一因になっていると考えられる。また、最近では特にマイクロブタを飼養する飼養者が増加している。これはマイクロブタがミニブタよりも小型品種であるため一般の住宅でも室内で飼養しやすいことと、数年前より東京都内を中心に営業しているブタカフェの他、テレビやインターネット、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）等でマイクロブタの情報を得る機会が増えたためと考えられる。

豚の伝染病については伝染病によって知名度の差が大きかった。また、豚熱、日本脳炎、豚丹毒の 3 つの伝染病はワクチンを接種している飼養者が多く、これらは知っている豚の伝染病上位 3 疾病と合致していることから、飼養者は接種しているワクチンの方が伝染病名を知っていると考えられる。

飼養衛生管理については作業者の消毒実施や飼養用品の持ち込み及び持ち出し時の消毒実施を実施していない飼養者がいることが確認されたため、飼養者ごとに消毒を含めた飼養衛生管理の指導を実施する必要があると考えられた。

今回の調査結果をふまえていくつかの対策を実施した。第 1 に飼養者向けに広報「ピッグだより」を作成し飼養者へ送付した。内容はアンケート結果についてと課題である豚の主な伝染病について及び飼養衛生管理のポイントについてまとめた。第 2 に豚熱ワクチン接種訪問時での飼養衛生管理の指導を実施した。具体的には各飼養者の衛生管理を見て改善点を助言するほか、飼養しているうえで悩みや相談事について飼養者から話を聞き解決策を提示するなどを実施した。第 3 にマイクロブタ等を扱う動物取扱業者に対して新規飼養者に飼養衛生管理の指導項目やワクチン接種の義務などの周知を要請した。

今後も愛玩豚飼養者の増加が予想されることから、継続して積極的に情報提供等を実施して、適切な飼養衛生管理の普及や伝染病の発生予防に取り組んでいきたい。